

多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム
派遣先機関等利用マニュアル

2012年 12月 26日

派遣者氏名（専門分野）	紫垣 聡 （ 中近世ドイツ都市史 ）
-------------	--------------------

派遣期間	2012年 9月 10日 ～ 2012年 11月 17日
------	------------------------------

派遣研究機関

国	都市	訪問機関
ドイツ	ミュンヘン	バイエルン州立中央文書館 Bayerisches Hauptstaatsarchiv

利用マニュアル（利用申請に必要な書類、手続き、リサーチ方法を記入）

当文書館には中世から近代にいたるバイエルンの国家行政、諸法令、司法制度、外交、領邦議会文書など、国家の統治と社会のあらゆる領域におよぶ大量の文書・記録が保管されている。基本的な情報については文書館のホームページ（<http://www.gda.bayern.de/hauptstaatsarchiv/>）を参照。

利用にあたっては特別な身分・資格が必要なわけではないが、入り口で守衛に身分証明（パスポートなど）の提示を求められる。利用申請は 1 階の目録室（Repertorienzimmer）で行う。所定の書類に個人情報や研究テーマなどの必要事項を記入する。ここに書いた研究テーマについて、どのような史料が利用できるかというアドバイス（Beratung）を文書館員から受けるので、研究テーマはより具体的に書くことが望ましい。

文書館員のアドバイスに沿って、さまざまな目録から必要な史料を探し、請求用紙に定められた請求記号を記入して閲覧を申請する。請求記号はたいいてい場合は史料番号と同じものだが、請求の仕方については十分に確認しておくべきである。目録には非常に多くの種類があり、ひとつのテーマでもそれに関するさまざまな史料がいくつかの目録に別々に収められていることも多い。そのため事前に二次文献や刊行史料から、史料状況について詳しく調査しておくことが重要となる。この作業が不十分だと、史料状況を把握するだけで貴重な時間を費やしてしまうことになる。

請求した史料は 2 階の閲覧室（Lesesaal）でのみ読むことができる。史料の多くは手書きで記されているため、リサーチを進めるにはそれぞれの時代に特徴的な筆記の字体や形式に関する知識を身につけ、これを判読していくことが必要である。なお各種の辞書・辞典、概説書、二次文献なども数多く所蔵されており、リサーチのさいに利用することができる。

コピーや写真の撮影は基本的に認められていない。複写を依頼する場合は閲覧室の受付で申請用紙を提出する。マイクロフィルムに関しては、印刷もしくはコンピュータを使って CD に画像データを保存することも可能である。